

平成28年度より 「建設労働者確保育成助成金」の一部が改正されました

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

若年労働者の確保・育成と女性労働者の活躍の推進などを目的として、**平成28年4月1日から**助成内容や手続きの一部について、下記のとおり改正されましたのでご注意ください。

※詳しくは、平成28年度の建設労働者確保育成助成金のご案内（パンフレット）をご覧ください。

＜主な改正内容＞

★マークは新規または拡充

コース		平成27年度制度内容
認定訓練コース (賃金助成)	年度上限額	なし
技能実習コース (経費助成)	助成対象の実習内容	技能等の習得に関する実習
		技術検定に関する講習(通学・通信)
	対象者と助成割合	中小建設事業主・団体 [助成率8~9/10]
	1回の限度額	1人あたり20万円
	修了条件	なし
	添付書類	賃金台帳は必要に応じて提出
技能実習コース (経費助成・賃金助成)	年度上限額	なし
雇用管理制度コース	対象制度と助成額	【本助成金の対象】 ①制度導入助成 ②目標達成助成(離職率改善) ③目標達成助成(入職率改善)
登録基幹技能者 処遇向上コース		新規助成メニュー★
女性専用作業員 施設設置コース		新規助成メニュー★
新分野教育訓練コース		-

平成28年度改正内容
1事業所あたり1,000万円* ¹
①技能等の習得に関する実習 ②技能等の指導方法改善に関する実習* ² ★
技術検定に関する講習(通学のみ)* ²
①中小建設事業主・団体 [助成率8~9/10] ②中小建設事業主・団体以外 [助成率5/10]* ² ★ (②は女性労働者を対象とする場合のみ) *算定対象となる労働者は、雇用保険被保険者である建設労働者です。
1人あたり10万円* ²
カリキュラムの7割以上の修了が必要* ²
経費助成のみでも賃金台帳、就業規則等の提出が必須* ² (技能実習期間中の賃金の支払いを確認します)
1事業所あたり経費助成・賃金助成 あわせて500万円* ²
【本助成金の対象】 ③目標達成助成(入職率改善)* ³
(注)左記①と②は「職場定着支援助成金(個別企業助成コース)」に統合され、③は①と②の支給決定を受けた建設事業主が入職率目標も達成した場合に助成* ³
中小建設事業主が雇用する登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を増額改定した場合に助成
【主な要件】 ①賃金テーブルの増額 ・基本給単価を3%以上増額 ・年間の基本給を3%以上かつ15万円以上増額 ②登録基幹技能者手当の増額 月額12,500円以上かつ年間15万円以上増額 (注)①②いずれの場合も、年間の賃金総額も15万円以上増額していることが要件
【助成額】 登録基幹技能者1人あたり年額10万円 (注)2年目、3年目も同様に増額改定する場合はそれぞれ年額10万円を助成
中小元方建設事業主が自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を整備した場合に助成
【対象施設】 トイレ・更衣室・シャワー室・浴室 【助成額】 施設の賃借料の2/3 (注)年間上限額1事業所あたり60万円
平成28年3月31日計画届受理分をもって廃止

※1 平成28年4月1日以降に実施される認定訓練と技能実習から適用されます。
 ※2 平成28年4月1日以降に提出される計画届に基づく技能実習から適用されます。
 ※3 平成28年3月31日までに提出された雇用管理制度コースの計画届分は、①と②ともに本助成金によって支給されます。

